

「事業復活支援金」のお知らせ

本庄商工会議所から、中小法人・個人事業者の皆様にお知らせです。

コロナの影響を受けた事業支援を目的とした「事業復活支援金」をご存知ですか？

2021年11月～2022年3月のいずれかの月の売上高が、2018年11月～2021年3月の間の任意の同じ月の売上高と比較して30%以上減少した事業者が対象です。

給付額は、中小法人等が上限最大250万円。個人事業者等が上限最大50万円。

登録確認機関の事前確認については、5月26日（木）までが期限です。

申請については、5月31日（火）までとなっております。

詳細は、事業復活支援金の特設サイトでご確認いただくか、本庄商工会議所もしくは最寄りの商工会までお尋ねください。

■ 事業復活支援金の特設サイト <https://jigyou-fukkatsu.go.jp/>